

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 3
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2 件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 4

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 6
- 賃貸借契約に係る一般競争入札の公告（2 件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 7

北九州市告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40905 00416	つばさデイサービス笑和くらぶ下曾根	北九州市小倉南区下曾根一丁目3番5号	株式会社まなび	令和元年 5月31 日
40702 01530	デイサービスセンターちよがさき	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目7番37号	社会福祉法人 広緑会	令和元年 5月31 日

北九州市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
タマチ薬局	北九州市若松区中川町8番6号	令和元年6 月1日

北九州市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和元年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

弘川自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	永岡三男	北九州市若松区大字弘川310番地
変更後	重住秀彦	北九州市若松区大字弘川692番地

3 変更年月日

平成31年4月21日

北九州市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和元年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

清田四丁目町内会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	吉川俊之	北九州市八幡東区清田四丁目11番7号
平成28年4月24日	変更後	立石尚之	北九州市八幡東区清田四丁目13番1号
平成29年4月23日	変更後	宮本岩男	北九州市八幡東区清田四丁目28番6号
平成30年4月22日	変更後	中島千代子	北九州市八幡東区清田四丁目10番13号
平成31年4月21日	変更後	片岡陽子	北九州市八幡東区清田四丁目4番14号

3 主たる事務所の変更

変更年月日	変更前後の別	主たる事務所の住所
—	変更前	北九州市八幡東区清田四丁目11番7号
平成28年4月24日	変更後	北九州市八幡東区清田四丁目13番1号
平成29年4月23日	変更後	北九州市八幡東区清田四丁目28番6号
平成30年4月22日	変更後	北九州市八幡東区清田四丁目10番13号
平成31年4月21日	変更後	北九州市八幡東区清田四丁目4番14号

北九州市公告第 8 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年 6 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区中井一丁目 2 2 番 1 及び 2 2 番 3 から 2 2 番 2 0 まで	北九州市小倉北区下到津四丁目 9 番 2 号 東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通

## 北九州市公告第 83 号

一般競争入札により、物品の賃貸借契約を締結するので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 6 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 物品の名称及び数量

市民センターの電子複写機 62 台

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和元年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで

#### (4) 履行場所 門司区、小倉北区及び小倉南区の市民センター（62 館）

(5) 入札方法 単価当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に一銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

イ 期間 公告の日から令和元年 6 月 19 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで並びに同月 20 日の午前 9 時から午前 11 時 30 分まで

及び午後 1 時から午後 2 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市役所地下 2 階 第 3 入札室

イ 日時 令和元年 6 月 13 日午後 2 時

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第 3 号アの場所と同じ。

イ 日時 令和元年 6 月 20 日午後 2 時

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、令和元年 7 月 1 日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 093-582-2111



## 北九州市公告第84号

一般競争入札により、物品の賃貸借契約を締結するので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 物品の名称及び数量

市民センターの電子複写機68台

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和元年8月1日から令和6年7月31日まで

#### (4) 履行場所 若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区の市民センター（68館）

(5) 入札方法 単価当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に一銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

イ 期間 公告の日から令和元年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月20日午前9時から午前11時30分まで及

び午後 1 時から午後 2 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市役所地下 2 階 第 3 入札室

イ 日時 令和元年 6 月 13 日午後 3 時

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第 3 号アの場所と同じ。

イ 日時 令和元年 6 月 20 日午後 3 時

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、令和元年 7 月 1 日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 093-582-2111